

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成二十五年十一月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十五年九月二十七日奈良県指令郡土第八一―三五号

平成二十五年十月二十一日奈良県指令郡土第八一―三五―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十五年十一月八日郡土第五二〇号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市有里町一〇五番一の一部及び一〇六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市有里町一〇五番地

高津勇

大阪市東成区深江北一丁目八番二四号

野口和夫